

宗教法人の任意解散

■ 概要

- 役員が揃っている又は規則に従って適正に役員を補充できる場合、「吸収合併」のほか、任意に解散する「任意解散」が考えられます（法43①）。
- 「任意解散」は、「吸収合併」と異なり、解散した後に清算手続きが必要となりますが、解散するまでの手続きは「吸収合併」と比べて比較的容易です。
- 任意解散には所轄庁の認証が必要となりますので、あらかじめ十分に所轄庁と相談してください。

■ 任意解散手続き

1. 解散の決定について規則で定める手続き

(1) 責任役員会の議決

任意に解散する旨を責任役員会で議決します（法44②）

規則に特別決議（例えば3分の2以上の賛成）などが定められている場合には、その定めにより議決します。

規則に別段の定めがない場合には、責任役員会の定数の過半数の議決によることになります（法19）。

解散の決定に際しては、清算人の選任や残余財産の処分についても議決しておきます。

① 清算人の選任

規則に別段の定めがある場合、及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任する場合を除き、代表役員（又はその代務者）を清算人に選任します（法49①）。

② 残余財産の処分

残余財産の処分に関して、規則上「責任役員会で選定した者に帰属する。」などと規定されている場合には、残余財産の帰属先を決定しておきます。

規則に別段の定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のために処分する旨決議することもできます（法50②）。

★ 包括宗教法人に残余財産を帰属させることも考えられます。

(2) その他の機関の議決・同意

規則上、総代会など責任役員会以外の機関の議決・同意が必要な場合には、当該機関の議決・同意を経ます。

(3) 包括宗教法人の承認

規則上、包括宗教法人の承認が必要な場合には、包括宗教法人の承認を経ます。

2. 信者その他の利害関係人に対する公告

規則で定める手続きを経た後、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があれば、一定の期間内（公告の日から2月以上）に申し述べるべき旨を公告します（法44②）。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによります。

掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には参入されませんので、例えば10日間公告する場合には、1日目から12日目まで掲示します。

また、後日、所轄庁に対して公告したことを証するなどの観点から、信者等2～3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮っておきます。

信者その他の利害関係人が意見を述べたときは、その意見を十分に考慮して、解散手続きを進めるかどうかについて再検討します（法44③）。

3. 解散認証申請

(1) 解散認証申請

信者その他の利害関係人が意見を申し述べる期間を経過した後、所轄庁に任意解散の認証を申請します（法45）。

解散認証申請書の基本的な添付書類は下記のとおりです（法45）。

- ① 解散・清算人の決定について規則で定める手続きを経たことを証する書類
責任役員会議事録、包括宗教法人の承認書等
- ② 信者その他の利害関係人に対する公告をしたことを定める手続きを経たことを証する書類
公告証明書、公告の写真等
- ③ 解散理由書

(2) 解散認証書の交付

所轄庁による認証後、所轄庁から解散認証書及び謄本が交付されます（法46②）。

解散は、この認証書の交付によって効力を生じます（法47）。

4. 印鑑届・解散及び清算人就任登記

認証書の交付を受けた日から2週間以内に、清算人（代表役員）は、解散及び清算人就任登記を申請します（法57）。

その際、印鑑届出書も提出します。

解散及び清算人就任登記申請書には、上記印鑑届を行った印鑑を押印し、次のような書類を添付します。

添付書類には原本を添付しますが、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができます。

- ① 所轄庁の証明がある解散認証書の謄本
- ② 解散・清算人の決定について規則で定める手続きを経たことを証する書類（役員会議事録、包括宗教法人の承認書等）
- ③ 規則

5. 解散及び清算人就任届 ⇒ 清算手続きに続く

解散及び清算人就任登記後遅滞なく、所轄庁に解散及び清算人就任を届け出ます（法9）。

解散及び清算人就任届には、解散及び清算人就任が登記された登記事項証明書を添付します。

<任意解散手続きフローチャート>

- 解散・清算人の決定について規則で定める手続き（前掲「手続き」1. 参照）
責任役員会の議決（令和 年 月 日）
その他の機関の同意・議決（令和 年 月 日）
包括宗教法人の承認（令和 年 月 日）



- 信者その他の利害関係人に対する公告（2. 参照）
例：掲示場掲示（令和 年 月 日～令和 年 月 日）
例：機関紙掲載（令和 年 月 日～令和 年 月 日）



意見申出期間（2ヶ月以上）経過後

- 解散認証申請（令和 年 月 日～令和 年 月 日）（3. 参照）
解散認証書到達（令和 年 月 日）



認証書の交付を受けた日から2週間以内

- 印鑑届・解散及び清算人就任登記（令和 年 月 日）（4. 参照）



登記後遅滞なく

- 解散及び清算人就任届（令和 年 月 日）（5. 参照）



清算人就任日から2ヶ月以内

- 債権申出の官報公告（後掲「清算手続き」3. 参照）
第1回（令和 年 月 日）
第2回（令和 年 月 日）
第3回（令和 年 月 日）



債権申出機関（2ヶ月以上）経過後

- 清算終了登記（令和 年 月 日）（「清算手続き」5. 参照）



登記後遅滞なく

- 清算終了届（令和 年 月 日）（「清算手続き」6. 参照）

■ 清算手続き

1. 印鑑届・清算人兼任登記

(1) 印鑑届

清算人の印鑑を法務局に届け出ます。

この印鑑届は、任意解散した場合であっても、解散命令によって解散した場合であっても必要であり、清算人兼任登記と併せて行います。

印鑑届出書は、法務局の窓口で交付しています。

印鑑届出書には、届出印と届出人（清算人）の実印を押印し、実印に関しては市町村長が発行する印鑑登録証明書（作成後3ヶ月以内）を添付します。

(2) 清算人兼任登記

任意解散した場合には、清算人兼任登記は解散登記と同時に申請しますので、清算人兼任登記を別途申請する必要はありません。

解散命令によって解散した場合には、解散命令確定から2週間以内に、清算人兼任登記を申請します（解散登記は裁判所の嘱託によって申請され、その後でなければ清算人兼任登記はできません。）。

清算人兼任登記申請書には、上記印鑑届を行った印鑑を押印し、清算人兼任の決定書の謄本を添付します。

2. 清算人兼任届

清算人兼任登記後遅滞なく、所轄庁に清算人兼任を届け出ます（法9）。

任意解散した場合には、清算人兼任届は解散届と同時に行いますので、清算人兼任届を別途行う必要はありません。

清算人兼任届には、清算人兼任が登記された登記事項証明書を添付します。

3. 債権申出書の公告・催告

(1) 債権申出書の官報公告

清算人兼任の日から2ヶ月以内に少なくとも3回、債権者に対し、債権の申出をすべき旨の官報公告を行います（法49の3）。

第1回目の公告が、清算人兼任の日から2ヶ月以内であれば差し支えありません。

公告文には、2ヶ月以上の一定の期間内に債権の申出をすること、期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除斥（除外）されることを記載します（法49の3②）。

官報公告の掲載は、官報公告等掲載申込書に必要事項を記入の上、官報販売所に申し込みます。

★ 包括宗教法人が官報公告費用の全部又は一部を補助することも考えられます。

(2) 知っている債権者に対する催告

催告は、郵便等によって行います。

知っている債権者がいる場合には、当該債権者に個別に催告します（法49の3③）。

知っている債権者がいない場合は不要です。

なお、債権の申出がなくても債権から除斥（除外）することはできません（法49の3②）

4. 清算事務

(1) 現務の終了

解散前から継続している事務（現務）は整理し、事務を終了させます。

宗教法人が墓地や納骨堂を経営していた場合には、許可権限者（知事又は市町村長）の廃止の許可を受けます（墓地、埋葬等に関する法律10②）。

その際、改葬が必要となる場合には、それについても市町村長の許可を受けなければなりませんので（墓地、埋葬等に関する法律5①）、事前に市町村の墓地・埋葬担当部署と相談します。

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

債権者に対する債務の弁済（返済）は、清算人の重要な職務であり、そのためにも、未回収の債権がある場合には、取立てを行います。

債務の弁済は、上記債権申出の催告後、平等に行わなければなりません。

債権者であること及び債務額が確定した時点で、法人の財産から債務（借入金、未払い金等）の弁済を行います。

なお、清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、直ちに破産手続き開始の申立てをし、その旨を官報公告します（49の5）。

(3) 残余財産の処分及び引渡し

債権債務を整理し、解散事務費を控除した後、法人に残った積極財産（残余財産）は処分し、帰属権利者に引渡すこととなります。

これにより法人の一切の権利義務は消滅し、法人格も消滅します。

残余財産は、規則の定めにしたがって処分します（法50①）。

規則に定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができます。

「公益事業」への処分として残余財産を地元の地縁団体に帰属させる例もあります（法50②）。

それでもなお処分されない財産は、国庫に帰属することとなります（法50③）。

具体的な国庫帰属の手続きについては、財務局との相談が必要です。

★ 包括宗教法人は残余財産の帰属が円滑に行われるように調整を行います。また、「他の宗教団体」として包括宗教法人に残余財産を帰属させることも考えられます。

5. 清算終了登記

清算終了の日から2週間以内に、清算終了登記をします（法58）。

清算終了登記により、登記簿は閉鎖されます。

清算終了登記申請書に添付する書類はありません。

6. 清算終了届

清算終了登記後遅滞なく、所轄庁に清算終了を届け出ます（法9）。

清算終了届には、清算終了が登記された登記事項証明書を添付します。